

地域医療介護総合確保基金（医療分）事業

■制度概要

効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療介護総合確保推進法(H26.6.18成立)に基づき制度創設

- ◇ 消費税増収分等を財源とした基金を都道府県に造成
基金総額：904億円（H26,H27,H28同額）（国：2/3 都道府県：1/3）
- ◇ 地域医療構想の実現に向け、医療機関の自主的な取組を基金を活用して促進
＜対象事業＞
 - ①地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
 - ②居宅等における医療の提供に関する事業
 - ③医療従事者の確保に関する事業

■年度別事業費

（単位：千円）

区 分	H26年度	H27年度	H28年度
①地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備	—	484,694	1,156,088
②居宅等における医療の提供に関する事業	171,368	72,223	72,223
③医療従事者の確保に関する事業	735,102	766,810	766,810
合 計	906,470	1,323,727	1,995,121

地域医療介護総合確保基金（医療分）事業

地域において必要な医療提供体制の構築を行うため、地域医療構想調整会議において、具体的な事業について協議を行い、地域の実情に応じた事業を実施

■これまでの取組内容

区 分	事 業 内 容
①地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備	<ul style="list-style-type: none">○ 既存病床の回復期病床への転換を支援○ 地域の医療機関が患者情報を共有する「地域医療介護連携情報システム」の構築を支援○ がん診療連携拠点病院等の機能強化を支援 等
②居宅等における医療の提供に関する事業	<ul style="list-style-type: none">○ かかりつけ医等が行う訪問診療・往診の促進を支援○ 在宅療養支援のための訪問歯科診療提供システムの整備を支援○ 在宅医療の充実と拡大に向けた薬剤師の地域での活動を支援 等
③医療従事者の確保に関する事業	<ul style="list-style-type: none">○ 医師不足の解消に向けた取組 （医師修学資金の貸付け、研修医研修資金の貸付け等）○ 看護師の確保に向けた取組 （看護師等修学資金の貸付け、看護師等養成所の運営費の補助等）○ 関係機関と連携し、勤務環境改善に取り組む医療機関を支援 等